

日本私立大学団体連合会  
**令和 7 年度事業計画**

令和 7 年 3 月 1 9 日

令和 7 年度の事業は、高等教育及び私立大学を取り巻く諸情勢を踏まえ、日本私立大学団体連合会（以下「本会」という。）の目的を達成するため、以下の通り計画する。

令和 7 年度は、特に中央教育審議会答申「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～」（以下「知の総和答申」）に基づく具体的な審議動向を注視するとともに、「私立大学に対する公財政支出のあり方及び要求の策定並びに実現活動に関する事業」に重点を置いて効果的・積極的に活動を展開し、対外的な情報発信機能を強化する。

**1. 私立大学に対する公財政支出のあり方及び要求の策定並びに実現活動に関する事業**

**【所掌：役員会、公財政改革委員会】**

私立大学を基幹とする高等教育政策の構造的な大転換を推進し、公正な競争環境の実現に向け、財政支援のあり方と拡充方策並びに税制の改善方策について検討・提言を行うなど、適切に対応する。

また、補助金要求及び税制改正の要望活動において、私立大学への新たな財政支援を主張するなど広く社会や関係方面（国会議員、報道関係者等）への理解と支援を図り、組織的な対応を強化する。

特に、令和 7 年度政府予算における私立大学等経常費補助金にかかる「時代と社会の変化を乗り越えるレジリエントな私立大学等への転換支援パッケージ」をはじめ、政府・与野党における教育に対する無償化の議論を注視し、高等教育修学支援新制度や大学院（修士段階）における授業料後払い制度を含む教育費にかかる学生支援等のあり方について、引き続き適切に対応する。

**（1）私立大学にかかわる補助金要求と実現活動**

18歳人口減少の加速、デジタル化、気候変動、人工知能の発展をはじめとする様々な社会環境の変化等を踏まえ、令和 8 年度私立大学関係政府予算に関する基本的考え方及び要求内容を取りまとめる。また、私立学校振興助成法の目的達成や私立大学への支援のための新たな財源の確保に向け、教育研究の基盤整備や私立大学を核とした地方創生への支援の拡充、学生に対する経済的支援に不可欠な各種補助金の拡充等の実現に努める。さらに学生の学修の機会均等に向けた国私間格差の是正など、国の政策として公正な公費支出のあり方について、政府における検討状況等を見極めつつ、引き続き適切に対応する。

**（2）私立大学にかかわる税制改正要望と実現活動**

私立大学に対する寄附文化の醸成と教育費の負担軽減を図る観点から、令和 8 年度私立大学関係税制改正に関する基本的考え方及び要望内容を取りまとめ、学校法人にかかる税制上の改善の実現に努める。

特に、税制上の諸方策を検討し、その改善の実現に努めるとともに、学校法人に対する現行特例措置の維持・拡充に努める。

## 2. 国の高等教育政策にかかわる私立大学の要請等に関する事業

【所掌：高等教育改革委員会】

中央教育審議会（第13期）、科学技術・イノベーション会議や内閣官房新しい地方経済・生活環境推進本部をはじめとする政府・与党の施策や関係機関の審議動向を注視し、18歳人口減少の加速や産業構造の変化等を踏まえた今後の高等教育政策に関する重要課題について、私立大学の存立・発展の観点から総合的に検討し、適切に対応する。

特に、「知の総和答申」を踏まえた高等教育政策の動向、大学間連携・統合、政府による大学・高専機能強化支援事業、地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS）、政府が進める地方創生2.0や文部科学省に新設される地域大学振興室における取組動向を踏まえ検討し、適宜対応する。

## 3. 私立大学の教育・研究の質的向上のための交流促進に関する事業

【所掌：各種委員会】

私立大学における教育・研究の質的向上のため、「知の総和答申」に提示された大学設置基準及び設置認可審査等や新しい認証評価制度に関する審議経過を注視し、新たな質保証・向上システム構築のあり方について適切に対応する。

また、入試改革を含む高大接続、大学院を中心とした高度専門人材の育成やリスクリングを含めたリカレント教育など、教学マネジメント改革に向けた方策について、必要に応じ検討、対応する。

## 4. 私立大学における経営の充実・強化並びに管理運営の適正化の促進に関する事業

【所掌：大学経営委員会、私立大学経営倫理委員会】

私立大学の多様で自律的なガバナンスを担保するため、引き続き学校法人のガバナンス改革及び経営基盤の充実・強化策等について総合的に検討し、適切に対応する。

特に、私立学校法の改正が施行される本年度は、学校法人会計基準におけるセグメント情報や内部統制システムなど改正法を実行する上で参考となる情報共有に努める。さらに「知の総和答申」による設置認可の厳格化や情報公表の強化についての審議動向を注視するとともに、連携、再編・統合の推進に向けた国の議論に対し適切に対応する。

また、私立大学の経営倫理確立に向け、引き続き平成元年制定（平成20年改訂）の「私立大学経営倫理綱領」及び「私立大学の経営に関する指針」等の啓発・周知徹底に努める。

## 5. 私立大学に共通する重要事項に関する事業

【所掌：高等教育改革委員会、就職問題委員会、国際交流委員会等】

上記1から4の事業のほか、高大接続改革（大学入学共通テスト等）、インターンシップを含めたキャリア教育・就職支援、留学モビリティの拡大やグローバル化・国際連携の推進、日本語教育のあり方・振興策、教員養成、障害学生の修学支援、認証評価、地域共創（都市と地方間の格差是正等）、社会や産官学との連携、男女共同参画、学術研究の健全性

向上、地球温暖化対策、大学スポーツの振興（大学スポーツ協会（UNIVAS））、著作権問題、科学技術・イノベーション政策、憲法第89条問題（私立学校法等関連）など、私立大学に共通する重要事項や今日的課題について引き続き検討し、適切に対応する。

また、博士人材育成のための充実策や就職・採用やインターンシップのあり方にかかる検討など、日本経済団体連合会等との協議・連携を図り、適切に対応する。

なお、日本語教育については、私立大学における留学生に対する日本語教育の質的充実・向上を図るとともに、日本語教育機関の認定等に関する法律（令和6年4月施行）にかかわる国の動向及び課題、私立大学の取り組みについて適切に対応する。

## 6. その他、本会事業の企画・立案・調整に関する事業

【所掌：役員会、公財政改革委員会、私立大学災害対策委員会】

上記事業の推進に資するため、本会の機能強化を図るとともに、諸事業の点検、事業間の連携・調整等を行う。

また、災害の多いわが国において大規模災害により被災した学生及び私立大学等の支援や大学施設の耐震化促進や防災機能の強化及び激甚災害制度の改善に向け努める。さらに、大学等教育機関における感染症対策をはじめとするリスク管理策についても適切に対応する。

## 7. 事業の実施体制

以上の事業を遂行するため、役員会及び以下の委員会を設置するとともに、必要に応じて役員会が設置する委員会等において対応する。

また、構成団体における検討状況を踏まえ、その意見調整に当たっては、事務局長・参与会、懇談会、連絡会等を適宜開催のうえ対応するとともに、全私学連合をはじめ関係機関との連携を図りつつ、効果的に適宜対処する。

〔令和7年度設置委員会等〕

- 高等教育改革委員会
- 公財政改革委員会
- 就職問題委員会
- 国際交流委員会
  - ・日本語教育推進運営委員会
- 大学経営委員会
- 私立大学経営倫理委員会
- 私立大学災害対策委員会